

## 新潟県立大学大学院研究科委員会規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 5 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学大学院学則第 7 条第 2 項の規定に基づき、研究科委員会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 研究科委員会は、研究科ごとに設置し、教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「構成員」とする。）をもって組織する。

2 本学に副学長を置く場合は、別に定めるところにより、構成員に加えることができる。

(審議事項)

第 3 条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学生の支援に関する事項
- (4) FD 等教育活動に関する事項
- (5) 研究活動に関する事項
- (6) 専任教員の採用、昇任及び非常勤職員の採用に関する事項
- (7) その他研究科の教育又は研究に関する重要事項

(会議)

第 4 条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。ただし、研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した者がその職務を代行する。

2 原則として毎月 1 回定例研究科委員会を開催する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、臨時研究科委員会を開催することができる。

(成立)

第 5 条 研究科委員会は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、構成員（休職中及び海外出張中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

(議事提案)

第 6 条 構成員は、議事を研究科委員会に提案することができる。

(議決)

第 7 条 研究科委員会の議事は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議

長がこれを決する。

(諮問及び決定権の付託)

第8条 研究科長は、審議事項のうち、その全部又は一部について研究科委員会で審議することが適切でないとき、研究科委員会にはかり常設又は臨時の機関に諮問することができる。

2 研究科長は、前項の機関に諮問事項の決定を委ねることが適切であると認めるときは、研究科委員会にはかりその範囲を明示して決定を付託することができる。ただし、その機関の決定は研究科委員会に報告しなければ効力を生じない。

(構成員以外の者の出席等)

第9条 研究科長又は研究科委員会が必要と認めるときは、構成員以外の教職員又は関係者を研究科委員会に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(議事録)

第10条 研究科委員会における議事概要について、議事録を作成し保存する。

(非公開)

第11条 研究科委員会は、学外には公開しない。ただし、事務職員は、列席傍聴することができる。

(事務)

第12条 研究科委員会の事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。